

# 鳥取県公民連携推進事業補助金審査要領 (令和3年度に計画策定補助を開始する事業分)

## 1 審査方法

### (1) 計画策定補助

計画策定補助の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、概ね8団体（県課題提示型4団体、民間提案型4団体を目安とする。）を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行い、最終的に4団体を採択する。

なお、申請団体が8団体以下の場合は、書類審査を省略し、直ちに公開プレゼンテーションを行うことができる。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに代えて書面審査を行うことができるものとする。

### (2) 事業実施補助

事業実施補助の審査においては、計画策定補助の審査で採択された団体について、計画策定後、団体毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施補助の採択の可否について審査する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに代えて書面審査を行うことができるものとする。

## 2 審査する上での着眼点

書類審査及び計画策定補助については別紙審査表（1）、事業実施補助については別紙審査表（2）のとおりとする。

なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

## 3 審査基準及び方法

### (1) 書類審査

#### ア 審査項目及び評価基準

別紙審査表（1）に基づき、次の基準により評価。（審査表（2）についても同じ）

5点	よくできている	審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
4点	まあまあできている	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
3点	普通	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。
2点	あまりできていない	審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
1点	できていない	審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。

#### イ 加重評価

次の項目については加重評価を行う（カッコ内は加重割合）。

○県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）

○発展性・モデル性

(2倍)

## (2) 公開プレゼンテーション

### ア 計画策定補助

別紙審査表(1)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、委員ごとの評価点の順位による順位点を集計した順位を参考として、委員の合議により総合的に判断し各団体を順位付けする。

なお、加重評価については次のとおりとする。

○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)

○発展性・モデル性 (2倍)

### イ 事業実施補助

別紙審査表(2)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、委員の合議により総合的に検討し、事業実施補助を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)

○発展性・モデル性 (2倍)

○継続性 (2倍)

## 4 採択団体の決定

### (1) 書類審査

書類審査に当たっては、総合点が60%以上のもののうち、「県課題提示型」、「民間提案型」それぞれ上位から4事業ずつを目安に書類審査通過事業とする。

- ・県課題提示型・民間提案型のそれぞれの上位4団体の選考にあたってはテーマの重複は考慮しないこととする。(例1)
- ・県課題提示型・民間提案型それぞれにおいて、60%の得点を超える団体が4団体に満たない場合は、不足分だけもう一方の型の枠を増やすこととする。(例2)

(例1) 県課題提示型で、60%以上の得点を得た団体が4団体以上あるが、いずれも同一テーマだった場合

県課題提示型・・・6団体(すべて同一テーマ)

民間提案型・・・6団体

※この場合、県課題提示型4団体、民間提案型4団体を書類通過事業とする。

(例2) 一方の型で60%以上の得点を得た団体が4団体未満だった場合

県課題提示型・・・1団体

民間提案型・・・10団体

※この場合、県課題提示型1団体、民間提案型7団体を書類通過事業とする。

### (2) 計画策定補助

計画策定補助事業の採択に当たっては、総合点が60%以上の事業を対象に、県課題提示型・民間提案型それぞれの総合評価の上位から順に各2団体を目安に採択事業

として決定する。

・ 県課題提示型・民間提案型それぞれにおいて、60%以上の得点の団体が2団体未満の場合は、不足分だけもう一方の枠を増やすこととする。(例)

(例) 一方の事業に、60%以上の得点を得た団体が1団体しかなかった場合

県課題提示型・・・1団体

民間提案型・・・4団体

※この場合、県課題提示型1団体、民間提案型3団体を採択する。

※なお、得点順によると県課題提示型における同一テーマであって同様の内容の事業を採択することとなる等、採択事業が類似の内容となってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査・検証委員会において採択事業の調整を行うことができる。

### (3) 事業実施補助

事業実施補助事業の採択に当たっては、総合点が80%以上となった事業を採択事業とする。

## 5 審査に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

## 6 変更承認への意見

(1) 事務局は、変更承認申請を受理した場合は、審査・検証委員会に採択事業の変更の可否等の意見を求めるものとする。

(2) 審査・検証委員会は、上記(1)の意見を求められた場合は、次のとおり取り扱う。

### <計画策定補助に係る変更承認申請の場合>

ア 委員は、変更承認申請書類をもとに、別紙審査表(1)により個別に評価を行う。

イ 審査・検証委員会では、上記アによる各委員の個別評価の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業の変更の可否への意見を取りまとめる。

### <事業実施補助に係る変更承認申請の場合>

ア 委員は、変更承認申請書類をもとに、別紙審査表(2)により個別に評価を行う。

イ 審査・検証委員会では、上記アによる各委員の個別評価の評価点の合計が満点の80%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業の変更の可否への意見を取りまとめる。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は審査・検証委員会が定める。